

嘱託職員採用試験実施要領

(令和7年9月採用予定)

社会福祉法人隠岐の島町社会福祉協議会

隠岐の島町社会福祉協議会では、次のとおり嘱託職員採用試験を実施します。

1. 試験区分・種別・採用予定人員・受験資格

区 分	種 別	採用人員	受 験 資 格
事 務 員	嘱託職員	1 名	◎高等学校以上の学歴を有し、普通自動車運転免許（オートマ限定可）を有する方 ◎パソコンが使えること（Word・Excel）

※主に町共同募金委員会の事務

次の各号に該当する者は、受験できません。

- (1) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (2) 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又は加入した者。

2. 試 験

(1) 第1次試験(書類選考)

- ① 結果発表／ 随時合否の結果を郵便で通知します。

(2) 第2次試験

- ① 日 時 ／ 後日、面接日をお知らせします。
- ② 会 場 ／ 隠岐の島町社会福祉センター（隠岐の島町原田396番地）
電話番号 08512-2-0685
- ③ 内 容 ／ 人物試験（面接）
- ④ 合格発表／ 随時合否の結果を郵便で通知します。

3. 雇 用 期 間

令和7年9月1日から令和8年3月31日（8ヶ月の更新予定あり）

4. 給 与 等

- (1) 給 料 月額 194,500円
- (2) 手 当 期末・通勤手当等支給します。
- (3) その他 本会嘱託職員就業規則によります

5. 受験手続

(1) 嘱託職員採用試験申込書の請求先及び申込先

社会福祉法人隠岐の島町社会福祉協議会（電話番号 08512-2-0685）

〒685-0027 隠岐郡隠岐の島町原田396番地（隠岐の島町社会福祉センター内）

※申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「試験申込書請求」と記載の上、返信用封筒〔定形のもの（長3サイズ等）に住所、氏名、郵便番号を明記し、110円切手を貼る〕を同封してください。

※申込書は、本会ホームページ（<https://www.oki-fukushi.net>）からもダウンロードできます。

(2) 受付期間

令和7年7月1日（火）から採用が決定するまでの間

(3) 提出書類

所定の採用試験申込書（1部）

(4) 注意事項

- ①採用試験申込書等の提出書類は必要事項を記入し、前記申込先に書留郵送して下さい。
封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きするとともに、上記（3）の提出書類に不備がないことを確認してください。（受付けは郵送に限る）
- ②提出書類の記載事項に不備がある場合には、お返しすることがありますが、このために生じた申込書の遅滞等については責任を負いませんので、受験手続には十分ご注意ください。
- ③受験資格のない者及び申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- ④試験に関する提出書類は一切お返ししません。

6. その他

この試験に関するお問い合わせは、先の申し込み先にご連絡ください。